

当薬局は下記の通り調剤基本料を算定しております。

- ・調剤基本料 1 45点
- ・地域支援体制加算 2 40点
- ・後発医薬品調剤体制加算 2 28点
- ・連携強化加算 5点

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

明細書の発行について

当薬局は、病院名や薬剤名が記載された明細書を発行いたします。

明細書の交付をご希望されない方は事前に申し出てください。

開局時間のお知らせ

月曜日～金曜日 9：00～19：00

土曜日 9：00～17：00

お休み：日曜日・祝日・PIA の休館日

※PIA 休館日：1月・4月・7月・10月の第2火曜日

「夜間・休日等加算」について

平日：19：00～8：00

土曜日：13：00～8：00

12月29日～1月3日

上記の時間に受付しました処方箋については、400円（1割負担で40円、3割負担で120円）かかりますのでご了承ください。

- ・当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っていきます。
- ・当薬局は「後発医薬品調剤体制加算2」を算定しています。

後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定に従い処方箋受付1回につき算定しております。

※**処方医の指示以外で先発品をご希望される方はお声掛けください。**

先発品をご希望される場合は医薬品によって「選定療養費」がか

か

る場合があります。

「選定療養費」とは・・・2024.10月より、後発医薬品がある先発医薬品（長期収載品）を希望した場合、対象の先発品との価格差の1/4が保険診療とは別に費用がかかります。

「地域支援体制加算2」について

- ・1200品目以上の医薬品の備蓄
- ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・医薬品材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者の免許
- ・集中率85%の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上
- ・当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
- ・在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（年24回以上）
- ・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備・掲示等
- ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・かかりつけ薬剤師指導料に係る届出
- ・管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍）
- ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
- ・患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・要指導医薬品・一般医薬品（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
- ・健康相談の取り組み
- ・敷地内禁煙・禁煙器具やタバコの販売の禁止

「連携強化加算」について

当薬局では、以下に掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。

また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。

要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（体外診断用医薬品）を販売しております。

新インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

- ・感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施
(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)
- 個人防具を備蓄
- ・要指導医薬品及び一般用医療品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備

災害の発生時における体制の整備について

- ・災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施
(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)
- ・自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医療品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制
- ・地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、該当保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

「医療DX推進体制整備加算」について

当薬局では、医療DXの体制に関する事項及び質の高い調剤を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤を行うため以下の体制を整えています。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を活用し調剤を行います。
- ・電子処方箋サービスを導入し、質の高い医療を提供するための医療DXに対応する体制を確保しています。
- ・電磁的記録による調剤及び薬剤服用歴の管理体制を有しています。
- ・今後、電子カルテ情報共有サービスを活用することで、より質の高い医療の提供を行います。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声がけ、ポスター掲示を行っています。

当薬局では、患者様・ご家族からの健康相談を随时受け付けております。お薬のことだけでなくお気軽にご相談ください。

また、薬局外でも健康相談を行っております。

毎月第4月曜日10：30から12：30 いきいきセンター真砂にて

毎月第3日曜日13：00から15：00 高洲第一団地第一集会所健康屋台内

年3回 まごころ薬局健康フェア（不定期）

営業時間外でもお電話にてご相談に応じます。

休日や夜間等、薬局の営業時間外も電話で薬の使い方や副作用等に関する相談に応じます。

24時間電話受付をしておりますが、夜間休日は転送電話による受付後、

折り返しのご連絡となります。

※留守番電話にお名前とご連絡先をメッセージに残していただきますようお願いいたします。

折り返しのご連絡は携帯電話からになります。

薬を安全に使用していただくためのお願い

当薬局では、患者さま一人ひとりの情報を

“**薬歴**”に記録し、その記録をもとに毎回薬の
チェックや薬の調製を行っています。

薬を有効かつ安全に服用（使用）するためには、
さまざまな情報が必要となります。

その情報収集のためにいくつかの質問をさせていただきますので
ご協力を願いいたします。

**在宅患者訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導を行っている旨の掲示
介護保険サービス提供事業者としての掲示**

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい（担当医師の了解と指示等が必要です）。

◆在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項（医療保険対象者）

在宅患者訪問薬剤管理指導料

- 同一建物居住者以外の方 650 点／回
- 同一建物居住者の方 300 点／回

点数は全て 1点=10円です。

計算例) 10点=100円 (3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です)

◆居宅療養管理指導料に関する事項（介護保険対象者）

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導費

- 同一建物居住者以外の方 518 単位／回
- 同一建物居住者の方 379 単位／回

費用は全て 1単位=10円です。

計算例) 10単位=100円 (2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です)

※お薬代に関わる費用は別途かかります。

まごころ薬局

千葉県知事指定介護保険事業所

第 1240147157 号

管理薬剤師 : 村田絵理

月曜日～金曜日 9:00～19:00

土曜日 9:00～17:00

日・祝祭日 1, 4, 7, 10月第二火曜日 休業

TEL: 043-304-6160

FAX: 043-304-6162

千葉市美浜区真砂4-1-10
-101

千葉県知事指定 居宅療養管理指導事業所「まごころ薬局」

指定事業所番号	第1240147157号
事業所所在地	千葉県千葉市美浜区真砂4-1-10-101
電話番号	043-304-6160

令和7年4月作成

運営規程の概要について

1. 運営方針

要介護又は要支援の認定を受けている利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問し、薬剤管理を致します。

2. 指定居宅療養指導の内容

- 処方箋による調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- 薬剤等の居宅への配達
- 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- 薬剤の重複投与・相互作用等の回避
- 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ADL-QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- 麻薬製剤の選択及び疼痛管理とその評価
- 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

3. 従事者

薬剤師

4. 営業日および営業時間

【月～金】 9:00～19:00

【土】 9:00～17:00

【休日】 日曜・祝日及び、年末年始（12月29日～1月3日）

1月4月7月10月第2火曜日

5. 利用料

同一建物居住者以外 518円/回（月4回まで）※1割負担の場合

同一建物居住者 379円/回（月4回まで）※1割負担の場合

※ 特別な薬剤管理の方は100円/回が加算されます。公費助成などにより負担が変わることがあります。

※ 交通費は薬局が負担します。

6. 苦情処理

居宅療養管理指導に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

7. その他運営に関する重要事項

- ・健康保険法、介護保険法を順守し、業務を行います。
- ・個人情報に関しては運営規程により利用者に相談の上慎重に対処いたします。